

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望 項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採事業）		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 石炭の採掘事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取り。 ・ 特例措置の内容 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込みまたは運搬および復旧作業等のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対して、軽油引取税の課税を免除する措置を3年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第9項		
減収 見込額	[初年度]		

	る火力発電所は釧路火力発電所である。特に砂川発電所は国内炭の利用を前提に設計されているため、国内炭の供給が止まれば、発電所の運転が困難となり国民生活に多大な影響が出ることとなる。 したがって、課税免除措置の継続が必要である。
本要望に 対応する 縮減案	該当なし

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	VI. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
		政策目標の達成状況	・ 軽油引取税の免除により国内石炭事業においては、令和6年度で石炭生産1トンあたり約396円の低減効果あり。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度～令和8年度の適用者数は7社（北海道のみ）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価をトン当たり396円程度低減する実効的効果がある。本措置の適用事業者7社の減収効果については、適用期間3年（令和9年度～11年度）で推計すると、1年あたり62,620円の減収効果が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の政策目的に係るほかの支援措置や義務付け等はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし。
		要望の措置の妥当性	国内炭は、生産活動に対する国の支援を受けることなく生産されているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。 石炭生産においては、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内石炭の安定的な生産を図る上で適切な措置と考えられる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<算出方法> 北海道経済産業局の各社聞き取り実績（免税軽油使用数量）に免税額（32.1 円／L）を乗じ算出（7 社合計）。（単位：千円） 令和3年度 233,600 令和4年度 215,740 令和5年度 206,024 令和6年度 195,384 令和7年度 164,154
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	軽油引取税の課税免除の特例措置（総額）（単位：千円） 令和4年度 77,005,749 令和5年度 76,683,722 令和6年度 74,960,658
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。 国内炭は、国の支援を受けることなく生産され、生産量は国内消費の0.7%ではあるが、国内資源として活用されている。国内炭の競争力のある価格での生産体制を維持していく上で、本制度は有効に活用されていると評価できる。 なお、政策評価法に基づき令和5年の事前評価において、本措置の有効性は評価済み。
	前回要望時の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置により軽油引取税相当額が直接的に軽減されることで、採掘に要する燃料コストの低減が図られており、国内炭生産事業者の経営安定化に寄与している。 他方、令和8年度以降は軽油引取税の免税額が32.1 円／L から15 円／L へ縮減されたことに伴い、単位生産量当たりのコスト削減効果は低下することが見込まれるものの、採掘原価の低減効果自体は引き続き維持されることから、国内炭の安定供給及びエネルギーの安定供給確保という政策目的の達成に引き続き有効である。
これまでの要望経緯		昭和36年 創設 平成21年 （道路特定財源から一般財源化） 平成24年 3年間の延長 平成27年 3年間の延長 平成30年 3年間の延長 令和3年 3年間の延長 令和6年 3年間の延長

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：軽油引取税の課税免除の特例措置

- 自己点検の結果、短期アウトカムである「石炭の採掘に係る燃料コストの削減」については、令和6年度の単位生産量当たりのコスト削減額が396円／トンとなり、目標値である前年度水準（令和5年度342円／トン）の維持を達成した。本措置によって軽油引取税相当額が直接軽減され、採掘原価の低減及び国内炭生産事業者の経営安定化に寄与していることを確認した。
- 一方、中期アウトカムである「北海道内の石炭火力発電所における国内炭シェア率の維持」については、目標値16%に対し、令和6年度から令和8年度までの平均は11%となる見込みであり、目標達成は困難と見込まれる。これは、国内炭を主に使用する砂川発電所が令和9年3月末に廃止予定であることなど、需要側の構造変化による影響が大きい。他方、本措置は国内炭の採掘コストを直接低減し、操業及び供給の継続を支えるものであり、国内炭供給の断絶リスクを低減する効果は引き続き認められる。
- 長期アウトカムである「石炭の自主開発比率の維持」については、対象期間が令和9年度から令和22年度までであるため、現時点では達成状況の評価段階にない。参考値である令和5年度の自主開発比率は43.2%であり、目標値60%を下回っているが、一般炭の調達環境の変化等も踏まえ、国産資源を一定程度確保し、海外調達途絶時の緩衝機能を維持する観点から、国内炭の安定供給を支える必要性は継続している。
- 以上の自己点検結果を踏まえ、今回の要望では、採掘原価の低減効果を維持し国内炭の安定供給及びエネルギーの安定供給を確保するために本措置の延長を求める。

（注）自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性